

## 【差替え】

### 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免の財政支援割合

<財政支援額>

1	令和3年度の保険料減免総額が市町村調整対象需要額(※)の3%以上の場合	10分の8相当額
2	〃の1.5%以上3%未満の場合	10分の4相当額
3	〃の1.5%未満の場合	10分の2相当額

(※)市町村調整対象需要額とは

本来であれば保険料として賦課すべき暦年の金額。(都に収める納付金とは異なる。)

基本的にはその年(暦年)の医療費の額から国・都の補助金等を引いた金額となるので、年度により金額は異なる。

例年1月下旬に都に報告を行う。

\*令和3年度の財政支援額と市負担額を、令和2年(1月~12月)市町村調整対象需要額 53億7,257万4,000円を用いて予測。

【参考】令和2年度の保険料減免総額(実績) 1億5,486万5,800円 (市町村調整対象需要額の **2.88%**)

令和3保険料減免総額	市町村調整対象額に占める割合	財政支援額 (支援割合)	市負担額 (負担割合)
1億6,117万7,300円	3%以上	1億2,894万1,840円 (8/10)	3,223万5,460円 (2/10)
1億6,117万7,200円	3%未満	6,447万880円 (4/10)	<b>9,670万6,320円 (6/10)</b>
8,058万8,700円	1.5%以上	3,223万5,480円 (4/10)	4,835万3,220円 (6/10)
8,058万8,600円	1.5%未満	1,611万7,720円 (2/10)	6,447万880円 (8/10)